

水戸市告示第148号

水戸市小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付要項を次のように定める。

令和4年4月19日

水戸市長 高橋 靖

### 水戸市小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付要項

水戸市医療機関開設補助金交付要項（平成31年水戸市告示第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要項は、市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備を推進するため、予算の範囲内において、小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる医療（以下「対象医療」という。）のいずれかを提供するために次条に規定する補助対象事業を行い、かつ、当該補助対象事業に係る医療施設において10年以上継続して対象医療を提供する意思のある医師又は法人とする。

(1) 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する小児科専門医の資格を有する医師が提供する小児科（市長がこれに準ずると認める診療科を含む。）の医療

(2) 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する産婦人科専門医の資格を有する医師で母体保護法（昭和23年法律第156号）第14条第1項に規定する指定医師であるものが提供する産婦人科又は産科（分娩を扱うものに限る。）の医療

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 市町村民税を滞納している者

(2) 個人にあっては、水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるもの

(3) 法人にあっては、水戸市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は代表者若しくは役員が暴力団員若しくは暴力団関係者であるもの

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において、対象医療を提供するために実施する事業のうち、次の各号に掲げるもので、かつ、第6条の規定による申請をする日前10年間に於いて第7条の規定による交付の決定に係る医療施設となつたことがない医療施設に係る事業とする。

(1) 医療施設を新たに設置する事業（以下「施設設置事業」という。）

(2) 既に提供している対象医療の機能を拡充させるために既存の医療施設の増築、改修等を行う事業で市長が適当と認めるもの（以下「施設増築等事業」という。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、100,000円未満の設備若しくは備品の購入又は賃借に係る経費を除く。

(1) 施設設置事業 次に掲げる経費

ア 土地及び建物(第6条の規定により補助金の交付の申請をする者の3親等以内の親族その他市長が適当でないと認める者の所有に係る土地及び建物を除く。)、設備並びに備品(以下「土地等」という。)の購入費、工事費並びに工事に係る設計費及び調査費

イ 土地等の賃借料(医療施設を設置した日の属する月の翌月(当該日が月の初日に当たるときは、当該月)から起算して60月を経過するまでの期間に係るものに限る。次号イにおいて同じ。)(1月当たり1,000,000円(第2条第1項第2号の医療を提供する医療施設に係る事業にあつては、2,000,000円)までの部分に限る。)

(2) 施設増築等事業 次に掲げる経費

ア 土地等の購入費、工事費並びに工事に係る設計費及び調査費

イ 土地等の賃借料(1月当たり500,000円(第2条第1項第2号の医療を提供する医療施設に係る事業にあつては、1,000,000円)までの部分に限る。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費(当該補助対象経費に対し他の補助等を受けている場合にあつては、当該補助対象経費の額から当該補助等を受けた経費の額を控除した額)の額に2分の1を乗じた額(当該額が次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額)の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 施設設置事業 30,000,000円(第2条第1項第2号の医療を提供する医療施設に係る事業にあつては、60,000,000円)

(2) 施設増築等事業 15,000,000円(第2条第1項第2号の医療を提供する医療施設に係る事業にあつては、30,000,000円)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費に係る土地等の購入、工事及び賃借に係る契約の締結前に、小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条の規定による申請をした者は、前条の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)の通知を受けた場合において、当該交付決定の内容又はこれに

付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付申請取下書（様式第3号）により補助金の交付の申請を取り下げることができる。

（状況報告）

第9条 交付決定を受けた者は、補助対象事業について市長から状況の報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（変更の申請等）

第10条 交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。

（2）各年度における補助対象経費の額の変更（20パーセントを超えない範囲の変更を除く。）をしようとするとき。

（3）補助対象事業の中止をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、その決定の内容を小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金変更等承認通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（遅延等の報告）

第11条 交付決定を受けた者は、補助対象事業の完了が第6条の規定により申請した完了予定日後になるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、その原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定を受けた者は、交付決定に係る期間の各年度の末日（交付決定に係る期間の末日の属する年度（以下「最終年度」という。）にあっては、当該期間の末日から起算して30日を経過する日又は最終年度の末日のいずれか早い日）までに、小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類（既に市長に提出したものを除く。）を添えて市長に当該年度の実績（最終年度にあっては、交付決定に係る全ての期間における実績）を報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定により最終年度の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金額確定通知書（様式第7号）により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、交付決定に係る補助金の額が同項の規定により確定した補助金の額を超える場合において、当該差額分に係る補助金の交付を受けているときは、市長が別に定める日までに当該差額を返還しなければならない。

（補助金の交付の時期）

第14条 市長は、交付決定に係る期間の年度ごとに、当該年度に係る補助金を交付するも

のとする。

(交付の請求)

第15条 交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付決定に係る期間の年度ごとに、小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金請求書(様式第8号)により市長に請求をしなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象事業の完了後、対象医療を10年以上提供する前に、次のいずれかに該当したとき。

ア 交付決定に係る医療施設について医療法(昭和23年法律第205号)第29条第1項の規定により開設の許可が取り消され、若しくは閉鎖を命じられ、又は健康保険法(大正11年法律第70号)第80条の規定により保険医療機関の指定を取り消されたとき。

イ 交付決定に係る医療施設において対象医療を提供する全ての医師が医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項の規定により免許を取り消され、若しくは医業の停止の処分を受け、又は健康保険法第81条の規定により保険医の登録を取り消されたとき。

ウ 交付決定に係る医療施設を廃止したとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、1月以上対象医療の提供を行わないとき。ただし、市長がやむを得ないと認めるときを除く。

(補助金の返還)

第17条 交付決定を受けた者は、前条の規定により交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、交付決定を取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

2 前項の場合において、交付決定を受けた者が同項に規定する返還期日までに補助金を返還しなかったときは、当該返還期日の翌日から交付決定を受けた者が返還する日までの期間に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した利息を支払うものとする。

3 前項の規定により計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、同項の規定による期間のうち1年に満たない期間については、1年を365日とする日割りによって計算するものとする。

(関係書類等の保存)

第18条 交付決定を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(地域医療への貢献)

第19条 交付決定を受けた者(法人にあつては、その代表者(当該代表者が医師でない場合にあつては、交付決定に係る医療施設において対象医療を提供する医師のうち当該法

人が指定するもの))は、一般社団法人茨城県水戸市医師会に所属し、休日夜間緊急診療所の運営その他市が実施する事業又は水戸市立学校の学校医若しくは水戸市立保育所の嘱託医への就任について、市長から協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

連絡先

小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付申請書

小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金の交付を受けたいので、水戸市小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付要項（以下「要項」という。）第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額	円				
2 土地等の購入等に係る補助金の額等	購入年度	補助対象経費の額	補助金の額		
		円	円		
3 賃借料に係る補助金の額等	賃借年度	補助対象経費の額	補助金の額		
		円	円		
4 診療科目（全て記入してください。）					
5 開設場所					
6 開設予定年月日					
7 職員配置計画（人）					
(1) 医師	常勤	, 非常勤	(6) 事務員	常勤	, 非常勤
(2) 薬剤師	常勤	, 非常勤	(7)	常勤	, 非常勤
(3) 看護師	常勤	, 非常勤	(8)	常勤	, 非常勤
(4) 准看護師	常勤	, 非常勤	(9)	常勤	, 非常勤
(5) 助産師	常勤	, 非常勤	合計	常勤	, 非常勤

8 水戸市医師会加入 状況	<input type="checkbox"/> 水戸市医師会に加入している。 <input type="checkbox"/> 水戸市医師会に加入する予定である。
9 備考	

注 法人が申請する場合の8の欄は、その代表者（医師でない者が代表者である法人にあっては、当該法人が指定する医師）について記入すること。

#### 添付書類

- (1) 要項第2条第1項各号に掲げる医療を提供する医師の医師法第6条第2項に規定する医師免許証の写し
- (2) 要項第2条第1項第1号に掲げる医療を提供する医療施設の設置又は増築等をする者にあつては小児科専門医の認定証の写し、同項第2号に掲げる医療を提供する医療施設の設置又は増築等をする者にあつては産婦人科専門医の認定証及び母体保護法第14条第1項に規定する指定医師の指定証の写し
- (3) 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- (4) 市町村民税を滞納していないことを証する書類
- (5) 診療方針、診療日時、施設及び設備の概要等事業の計画を記載した書類
- (6) 医療施設の運営及び補助対象事業に係る資金の計画を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様

水戸市長

印

小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金の交付について、下記のとおり決定したので、水戸市小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付要項第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定額の内訳

(1) 土地等の購入等に 係る補助金の額等	購入年度	補助対象経費の額	補助金の額	
			円	円
(2) 賃借料に係る補助 金の額等	賃借年度	補助対象経費の額	補助金の額	
			円	円

3 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金の交付申請について、下記の理由により取り下げたいので、水戸市小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付要項第8条の規定により届け出ます。

記

理由

水戸市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金について、下記のとおり変更等をしたいので、水戸市小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付要項第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 添付書類

様式第5号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金の  
変更等について、下記のとおり承認したので、水戸市小児科及び産婦人科医療施設設置  
等補助金交付要項第10条第2項の規定により通知します。

記

変更後の補助金の交付決定額

円

水戸市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金に係る実績について、水戸市小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付要項第12条の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

	土地等の購入等に係る 補助金の額等	賃借料に係る 補助金の額等
1 実績報告の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
2 補助対象経費の額	円	円
3 補助金の額	円	円
4 補助金の額のうち既に 交付された額	円	円

添付書類（既に市長に提出したものは、省略することができる。）

- (1) 土地の購入等又は賃借に係る契約書の写し
- (2) 補助対象経費の額を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 工事着工前及び完了後の写真
- (4) 購入し、又は賃借した設備又は備品の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様

水戸市長

印

小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金については、下記のとおり額を確定したので、水戸市小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付要項第13条第1項の規定により通知します。

記

1	確定補助金額	円
2	交付済補助金額	円
3	補助金交付決定額	円
4	返還額	円

様式第8号（第15条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定があった小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金について、水戸市小児科及び産婦人科医療施設設置等補助金交付要項第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額

円